

メキシコ石油産業の国有化と国際関係 (その2)

草野昭一

はじめに

- I メキシコ革命とカルデナスの改革
 - (1) ディアスの経済政策とメキシコ革命
 - (2) 再建期の経済発展と世界恐慌
 - (3) カルデナス政権の改革 (以上、第7巻 第2号)
- II 国際石油資本と国有化 (本号)
 - (1) 国際石油資本とメキシコ
 - (2) 革民政権による石油資本規制
 - (3) 石油産業の国有化
- III 国家存亡の危機 (続く)
 - (1) 国際石油資本によるボイコット
 - (2) 枢軸国との通商拡大
 - (3) 収用資産補償問題の解決に向けて
結びにかえて

II 国際石油資本と国有化

(1) 国際石油資本とメキシコ

19世紀半ばに灯油供給業として誕生した石油産業は、19世紀末から20世紀初頭にかけての各種内燃機関の発明・普及により燃料油産業へと転換した。それは同時に石炭から石油への燃料転換の開始でもあった。この燃料転換と石油産業の発展は第1次大戦によって決定的となった。1910年代から20年代にかけての、メキシコ石油産業の急速な発展の背景をなしたものはこうした事情であった。

メキシコに石油が存在することは古くから知られていた。⁽¹⁾ だがメキシコの石油は重質油であるため、灯油に精製するのは容易ではなかった。したがって、機関車の内燃機関が普及した今世紀にいたってようやく、メキシコの石油資源開発は本

格化したのである。

先述したように、ディアス政権による外国資本導入政策のもとで、急速な鉄道建設が進められていった。そしてこの鉄道建設業者が鉄道用燃料確保のため開発したのが、メキシコ石油産業のそもそもその発端であった。国有地のコンセッションを石油会社に供与するため、1901年に石油法が制定されたのはこのような趨勢に応じたものであった。

1900年、メキシカン・セントラル鉄道会社(タンピコーサン・ルイス・ポトシ間)の依頼で、アメリカ人ドヘニー(Edward L. Doheny)がタンピコの西方35マイルの地点一帯の土地を購入し、翌年から地質学者オルドネス(Ezequiel Ordonez)の援助を得て掘削を開始した。彼はたちまち大噴出鉱を掘り当て、間もなく掘削範囲を拡張し、現地操業会社としてウアステカ石油会社(Huasteca

Petroleum Co.) を設立した。

ドヘニーとほぼ時を同じくして、イストムス鉄道の建設にあたっていたイギリス人ピアソン(Weetman D. Pearson)も調査を重ね、1907年ついにトゥーフパン西方40マイルの地点で採掘に成功した。その後も彼は次々と油田を発見し、1909年にはエル・アギラ石油会社(El Aguila Petroleum Co.)を設立した。⁽²⁾

ヴァステカとエル・アギラ両石油会社の操業を皮切りに、メキシコは空前の石油ラッシュを迎えた。メキシコの石油生産と輸出は、1910年代を通じて、一見メキシコ革命と無関係に急増した。そして1921年、生産・輸出ともにピークに達したが、この時メキシコ石油は、生産では合衆国に次いで世界第2位、輸出は第1位を占めるに至ったのである。

ところで、このようなメキシコ石油産業の急速な発展の推進力なったものは、英・米両国石油資本間の熾烈な石油資源獲得競争であった。そして、メキシコ革命動乱期の相次ぐ政権担当者の交代も、その一端はこの石油資本間の抗争に根ざしていた。

19世紀末から20世紀初頭にかけての、石炭から石油への燃料転換の最大の推進者はイギリスであった。⁽³⁾とりわけその推進の中核はイギリス海軍であった。⁽⁴⁾イギリス海軍は1912年頃より、海軍自ら原油蒸留・精製処理を行い、海軍が確実に保護しうる海洋航路に沿って供給源を確保し、また石油供給の安定化のため供給源を地理的に分散化する方針を打ち出した。イギリス政府はこの方針のもとに、1913年にはアングロ・ペルシャン・オイル社(Anglo Persian Oil Co.)の51%株式取得に向かった。他方、イギリス政府の意向を受けて、ロイヤルティ・ダッチ・シェル(Royal Dutch Shell Group of Companies)は、ロシア、東インド、北米、東欧、北アフリカそしてカリブ海への支配拡張をもくろみ、その一環として1912年にメキシコへ進出し、ラ・コロナ石油会社(La Corona Petroleum Co.)を設立した。第1次大戦を契機とする船舶の使用増加は、メキシコ石油に対する必要性をますます強めていった。

だが、原油輸入のほとんどをメキシコに仰いでいたアメリカにとって、こうした事態は看過できぬことであった。⁽⁵⁾アメリカの対外戦略におけるメキシコの重要性については言うまでもない。こ

うして第1次大戦期とその前後を通じて、英・米両国石油資本間の激しい原油獲得・生産競争が展開され、その結果メキシコ石油の急速な増産を見たのである。

この激しい資本間競争は急速な独占形成をもたらした。もとより石油産業は独占資本主義の時代に典型的な産業である。採油・精製・販売の各部門とともに巨額な設備資本を要し、試掘・掘削にはかなりのリスクが伴う。同種段階的・水平的結合つまりトラスト化、あるいは異種段階的・垂直的結合つまり混合企業化は避けられない。こうして1920年代にメキシコの石油産業は独占形成期を迎えるに至ったのである。

1923年、ピアソン商会はエル・アギラ社とその利権をロイヤル・ダッチ・シェルに売り渡し、25年にはドヘニーがヴァステカ社とその利権をスタンダード・インディアナ(Standard Oil Co. of Indiana)に売り渡した。もっとも、後に世界恐慌によってインディアナが経営を維持できなくなると、32年に兄弟会社のスタンダード・ニュージャージー(Standard Oil Co. of New Jersey)がそれを買い取っている。

1926年にはスタンダードとロイヤル・ダッチ・シェル間で開発と市場の地域分割協定が締結され、タンピコ以北はスタンダードの、それ以南はロイヤル・ダッチ・シェルの支配領域となった。さらに世界恐慌と石油過剰のもとで、1933年には、ニュージャージー、ロイヤル・ダッチ、シンクレア(Sinclair Oil Corp.)およびスタンダード・カリフォルニア(Standard Oil Co. of California)の4社間で、少量の特別製品を除いて、ほとんど全ての製品に関する販売シェアを割り当てた市場分割協定が締結された。こうして30年代半ばまでに、メキシコの石油産業においては米・英の4大石油資本による独占体制が確立したのである。

だが皮肉なことに、こうしたメキシコの石油産業における競争と独占形成の歴史は、同時にメキシコ石油産業の「衰退」の歴史でもあった。石油の生産と輸出は、1921年をピークとして以後急速に低下していった。⁽⁶⁾

これは一方ではメキシコ油層の特殊性によった。つまりメキシコの油層は噴出圧力が高く、ボーリングにより突如巨量の石油が湧出するが、間もなく塩水が侵入したりして安定的で持続的な採油が

困難であった。1918年に最初の塩水侵入を見た後、相次いで油井への塩水侵入という事態が発生していった。

しかし、メキシコ石油産業の「衰退」を油層の特殊性という自然的要因にだけ帰することはできない。この自然的要因の発現を加速したのは、1910年代、20年代における石油資本による乱開発であった。そしてこの乱開発は、石油資源獲得と増産をめぐる石油資本相互の未曾有の競争によってもたらされたのである。むしろ、こうした社会的要因によってこそ、自然的要因の発現が異常に促進されたと見るのが妥当であろう。⁽⁷⁾ こうしてメキシコ石油産業は、20年代前半をもって最盛期を終え、世界恐慌によって「衰退」はさらに促進されていったのである。

このメキシコの「衰退」と著しい対照をなすのがベネズエラである。1928年には両国的位置は完全に逆転してしまった。恐慌期の一時的後退はあるが、ベネズエラの石油生産は30年代に持続的に拡大していった。30年代のメキシコ石油産業の「衰退」は、ベネズエラの石油業の興隆と石油価格の低下傾向によりいっそう促進された。国際石油資本は、この時期、戦略上のウェイトをメキシコからベネズエラに移してしまっていた。このことは、メキシコの石油産業の国有化を、それ自体としてはやりやすいものにした背景であろう。

(2)革命政権による石油資本規制

1910年に始まったメキシコ革命により、それまでのディアス政権による積極的な外資導入政策は、臨時革命政権による外資規制政策へと転換していった。⁽⁸⁾

石油資本に対する規制は革命直後から始まっている。その最初の措置は、1912年6月のマデーロ政権(Francisco Madero, 1911–1913年)による原油生産に対する課税と、そのための全石油会社を対象とした登録要求である。これが石油資本に対する最初の実質的規制措置であった。そしてさらにマデーロ政権は、国有地を対象として多数のコンセッションをメキシコ人に与えるなど、石油産業の民族化を図ろうとした。

しかし、1913年2月のマデーロ暗殺とウェルタ(Victoriano Huerta)による反革命という事態のもとで、こうした石油資本規制は全てうやむや

となってしまった。またメキシコ人に与えられたコンセッションも、ウェルタ政権(1913–14年)により外国企業に与えられた。こうして、政府による石油資本規制は全く振り出しにもどった。

だがウェルタ政権を打倒してカラサンサ政権が(Venustiano Carranza, 1914–20年)が成立すると、ここに初めて石油資本への規制と紛争が本格化することになる。当時は革命勃発時と違い、第1次大戦の開始と燃料油需要の急増により、重質油のメキシコ石油の生産と輸出が急速に拡大していった時期である。カラサンサの石油資本規制は2つの目的を持っていた。第1に、不当に奪われた石油資源を国家の手に取り戻すこと。第2に、厳しい規制によりこの資源の保全を図ることであった。⁽⁹⁾

カラサンサ政権は1914年7月、原油1トン当たり10センターボの輸出税を賦課した。さらに一連の外資規制措置を進め、15年には石油法の作成に着手する。翌16年には、ウェルタ政権によってうやむやになった石油会社の登録を再開した。もっともこの時期の規制は、自国に属する資源をとりもどして保全すると同時に、政府収入を目的としたものであり、国民経済の基幹産業として石油業を位置づけるという意図はあまりなかった、と考えられる。

ところでカラサンサ政権は石油会社の登録に際し、作成中の石油法が成立したときにはこれに従う旨の同意書を石油会社に対して要求した。これによりカラサンサ政権と石油資本の対立は一挙に表面化した。当時、カラサンサ政権による石油資源国有化の意図を懸念していたアメリカ石油資本とアメリカ政府は、この要求に対して強く反発した。既得コンセッションに対する規制についても、石油資本はディアス政権の法体系下での合法性を主張して対抗した。そしてついに1916年6月、アメリカ政府は石油資本の要請に応じて武力干渉に及んだのである。

結局、カラサンサ政権の石油法は成立を阻止され、ディアス時代の法体系にかわる新しい法体系の必要が痛感された。ついに、国内諸勢力の新憲法制定への要請もあって、1917年に、土地と資源の国家による本源的所有を規定した第27条と、労働権を規定した第123条を最重要条項とするケレタロ憲法が作成されたのである。

土地と資源が本源的に国家に帰属することを規定したこの憲法の第27条には、外国人に対して特別厳しい規定が設けられている。すなわち「国境に沿う100 キロメートルの地帯および海岸の50キロメートルの地帯においては、いかなる事由によつても外国人は土地および水に対する直接の領有権を取得しえないものとする」⁽¹⁰⁾ という規定である。当時の状況下でこの規定をみると、この区域内には主要な油田地帯がほとんど含まれていた。⁽¹¹⁾

1918年にカラサンサ政権は、この第27条の具体化として新たな石油法案を議会に提出した。結局、法案はアメリカ資本の圧力によりまたもや成立をみることはなかったが、⁽¹²⁾ このような法案制定への動き自体が石油資本にとっては圧力となつてゐた。さらにカラサンサ政権は憲法27条の規定にもとづいて、石油資本に対して開発権の確認のため油田の登録を命ずる通達を発した。そしてこの通達に応じぬ石油会社に対しては、軍隊でもつて試掘を停止させるという強硬策に出たのであった。

このような革命政権による規制は、国際石油資本の戦略に対して決定的な影響を与えていくことになった。

石油資本は憲法27条が具体化されるのを恐れ、巨額のリスクを伴う新地域の開発は手控えるようになった。そして既存油田の周辺地域という限られた地域内での乱掘に集中した。また第27条が具体化される前に、できる限り石油を採取してしまおうとする思惑によって乱掘に一層の拍車がかかった。⁽¹³⁾

先に述べたように、この時期は既に塩水が次々と重要な油田を侵していった時期である。先には国際石油資本間の乱掘競争との関連でこの浸水現象を見たのであるが、ここではこの乱掘競争には革命政権による規制が絡んでいたことを確認することができる。つまり石油資本に対する規制は、激しい資本間の乱掘競争を一定の地域内でのそれへと転化し、そのことはますます塩水による浸食という自然現象の発現を促進したのである。

こうして、革命政権による規制と国際石油資本間の競争はあいまってメキシコの石油生産の縮小を招き、国際石油資本の戦略に占めるメキシコのウェイトを低下させていった。これは、1922年のベネズエラでのマラカイボ油田の発見とその後の発展によって決定的となった。結局、この国際石

油資本におけるメキシコの戦略的地位の低下は革命政権による石油資本規制の成果でもあり、それは後の国有化をやりやすくした条件を形成し、同時にメキシコの石油資源を保存したというべきであろう。

(3) 石油産業の国有化

国際石油資本が1930年代には、その戦略的なウェイトをメキシコからベネズエラに移行していたことは既に述べた。しかし、だからといってメキシコの石油産業の収益率が著しく劣ったというわけではない。35年にメキシコでの資本投下はアメリカでの資本投下の0.73%であるのに、生産はアメリカの4.05%であったのだから、メキシコの石油産業は国際石油資本にとって依然収益率の高い投資対象であった。⁽¹⁴⁾ 同年、メキシコの油田・精油所・パイプライン等に投下された資本額は1億ドルにおよび、そのうち4,900万ドルはアメリカ資本で4,100万ドルはイギリス資本であった。⁽¹⁵⁾

こうしたメキシコの石油産業において、1938年の国有化によって初めて石油生産の国家管理が開始されたというわけではない。25年には、それまで国鉄の1部門によって担われていた開発機関が、全国石油行政管理局 (Control de Administración del Petróleo Nacional) として鉄道部門から独立した。そして翌年から政府は、国境沿いの100 キロメートルの地帯および海岸から50キロメートル地帯の開発を始めた。⁽¹⁶⁾

だが1933年12月、新たな政令で半官半民の石油会社ペトロメックス (Petróleos de México, S.A.) が設立され、全国石油行政管理局は解消された。ペトロメックスへの参加はメキシコ人に限られ、石油製品の国内需要とくに政府および鉄道の石油需要を満たし、かつ技術者の養成も目的とした。⁽¹⁷⁾ またこの会社には、期限の切れたリースやコンセッションを全て吸収する権限が与えられた。⁽¹⁸⁾

カルデナス政権期の1937年1月には、ペトロメックスは全国石油総局 (Administración General del Petróleo Nacional) に改編されている。この機関に対しては国有地の石油資源開発権が付与され、国内への供給とくに国鉄への供給確保のため、国内市場および輸出市場を規制する権限が与えられた。さらにパイpline、精油所などの建

設も許可された。

これら全ては部分的国有化の試みであったと言える。だが、鉄道・エネルギーの国家管理を基礎とした国民経済形成という戦略目標に照らしてみるとならば、まだまだ不十分な成果でしかなかった。またこれらの試みにもかかわらず、米・英系資本による石油産業の独占と支配という現実にはほとんど変わりはなかった。1936年時点で、メキシコの石油生産の70%以上はスタンダード・ニュージャージーとロイヤル・ダッチ・シェルの支配下にあった。⁽¹⁹⁾ いまやこの外資系石油会社自体の収用が不可欠となつたが、その課題を現実的なものにしたのは、30年代に新たな展開を示す労働運動の高揚であった。

世界恐慌下の労働者の失業者増大、労働条件の悪化という状況下で、1931年に連邦労働法が制定され、ここに初めて憲法123条の法制化が図られた。この労働法の制定を契機としてメキシコの労働運動は新たな高揚期に入った。石油産業においても相次いで企業別組合が結成されていった。すでに34年までには、約1万人の労働者が19の労働組合に組織されていた。⁽²⁰⁾ だが35年になると、カルデナス大統領は労働長官に命じて石油労組の組織的統一を支援させ、同年12月には35組合からなるメキシコ共和国石油労働者連盟 (Sindicato de Trabajadores Petróleos de la República Mexicana) が結成された。この石油労連は翌36年にトレーダーノ率いる労働者連盟 (CTM) に加盟した。

石油労連結成以前においては、各労組が個別に企業と労働協約を結んでいた。だが組織的統一を達成した今、労働法の実施を図るために統一労働協約の必要性が強まっていた。1936年、石油労連の最初の大会で統一協約の締結をかちとることが決定された。同年11月には、賃上げ、8時間労働、有給休暇の実施等を含むのべ25項目からなる統一労働協約案が各石油会社に提起された。

一方、石油会社側も共同戦線を結成して統一協約をめぐる労連との交渉にのぞんだ。だがこの時は賃上げ問題をめぐって交渉は決裂してしまった。というのは、1936年当時メキシコの石油労働者の基本賃金は日3.30～3.75ペソであったが、⁽²¹⁾ 労連側は日6ペソの最低賃金の実施を要求したからであった。これは会社側の日4.32ペソへの引き上げ

提案と格差がありすぎた。交渉決裂という事態の中、政府の勧告もあって6ヶ月の延期をした後、翌37年5月末に石油労連はゼネストに突入した。

だがゼネストはたちまち石油不足と交通機関の途絶という深刻な事態を招き、産業全体に与える影響もあまりに大きすぎた。労連は間もなくゼネストを中止し、6月7日に連邦調停委員会に提訴した。そこで連邦調停委は特別調査委を設置し、賃上げが可能であるかどうかの決定を下すべく外資系石油会社の帳簿の強制調査に踏み切った。これによって形勢は一転した。

調査委は1937年8月に全調査を完了し、その結果をまとめた報告書を提出した。その報告書によれば、石油会社は34～36年の間に7.5%の利潤しか上げていないと申告しておきながら、実際は16.81%であった。⁽²²⁾ しかも同じ石油会社のアメリカでは利潤は2%のであり、賃金の引上げは十分可能であるとした。⁽²³⁾ そして、石油会社は超過利潤の半分つまり年間2,600万ペソを賃上げに当て、かつまた憲法123条と労働法に基づいて社会的便益と労働条件を整えるべきである、と勧告された。⁽²⁴⁾

この報告書を仔細に検討した後、連邦調停委は12月18日に最終的な裁定を下し、石油会社に対して統一協約の締結に応じて計2,600万ペソの賃上げと労働条件の改善を図ることを命じた。だが窮屈に追い込まれた石油会社はこの裁定を不服とし、同月28日最高裁に上告した。しかしながら翌年3月1日、最高裁においても石油会社は調停委の裁定に従うべきとの審判を下され、統一協約をめぐる労働争議は一挙に終局に向かったのである。石油会社は最高裁の判決を無視した。これに対しカルデナス大統領は3月18日、収容令を発した。

もっとも、こうした労働争議の展開と並行しながら、収用法の適用と石油業の国家管理の方向性は、すでに明確化していた。先に述べたように、1937年1月に全国石油総局が創設された。そして同年11月4日には、スタンダード・カリフォルニアにリースされていた約35エーカーの産油地が収用されている。⁽²⁵⁾ メキシコ政府の戦略的方向性は明白であり、石油産業の国有化措置が突如として無計画に実施されたものでは決してないということがわかる。

もっとも、スタンダードが土地を収用されたちょ

うど同じ時期に、ロイヤル・ダッチ・シェル系のエル・アギラ社に対しては、豊富な産油地帯であるポサ・リカ (Poza Rica) でのコンセッションが与えられている。だがこれは、石油会社の共同戦線を突破するための戦術と考えるべきであろう。⁽²⁶⁾ ともかくこのコンセッションにより多くの油井が試掘され、精油所も建設されてこの時期石油は増産されている。

さて収用後の石油産業についてであるが、カルデナスは3月19日、直ちに石油管理委員会 (Junta Administrativa del Petróleo) を設置した。それは大統領の任命した9人、石油労連から選出された3人、大蔵省から3人、そして石油総局から1人、計16名から構成された。同委員会の任務は、収用された石油会社の資産を管理すること、探査・開発・精製そして石油の販売の監督と指導、さらに国営石油会社の設立計画を作成することであった。もっとも産業それ自体の運営は、国営石油会社が機能するまでは石油労連の自主管理とされた。石油労連の各地方支部は、いかなることがあっても生産を維持することが至上命令とされた。

注

- (1) メキシコのアステカ人は、石油を「チョポポトリ」あるいは「チャポポート」となどと呼んでいた。用途はいろいろあったが、素焼きの容器あるいは土管や水槽に塗って漏水を防止した。また、瀝青に香料と樹脂を混ぜ合わせて「チクトリ（チクル）」というガムをつくった。それはかみ煙草の一種で今日のチュインガムの祖先であった。J. J. Berreby, *Histoire mondiale du pétrole*, 1961. 門田光博訳『石油の世界史』幸書房、1966年、55頁。
- (2) ディアスはドヘニーなどアメリカの石油会社が強くなりすぎたと考え、均衡をとるためにイギリス勢力に有利に石油採掘権を与えた。
- (3) 国内に石炭が少ないとなどの理由で、世界で初めて石油を燃料として鉄道を走らせたのはロシアであった。石油は1890年以来過剰であった。また70年には重油ボイラーパークを採用した船舶がカスピ海を航行していた。他方、近代のイギリスの工業化と経済発展は、国内に豊富に埋蔵している良質の石炭に負っていた。既得権益の強力な抵抗にあって、石油の採

だが国有化直後の3ヶ月間、石油産業は著しく麻痺した。3月から4月にかけて生産は53.4%低下し、日当たり輸出も19万9,886バレルから1万5,216バレルへと激減した。⁽²⁷⁾ また採油油井も981から756に減少した。⁽²⁸⁾

そこでこうした深刻なる石油恐慌への対処を急ぎ、6月7日、政府は石油産業の管理機構を再編してPEMEX (Petróleos Mexicanos) を設立した。同時に、石油の配給と販売を強化すべく石油供給局 (Distribuidora de Petróleos Mexicanos) を設置した。こうして、国内消費と石油生産は回復に向かい、その年の秋から輸出も再開された。そして翌1939年には輸出は37年の77%に回復し、産業の操業率も37年を8%だけ下回る水準にまで回復したのである。⁽²⁹⁾

だがしかし、このような生産と輸出の急低落と回復の背後には、メキシコの国家の存亡をかけた苦闘があったのである。第2次大戦の前夜にあって、このメキシコの石油国有化によって投げかけられた波紋はあまりにも大きかった。この時期、メキシコをめぐるすべての政治・経済の展開が石油を旋回軸としていた、といっても過言ではない。

用自体は著しく遅れた。J. J. ベルビー、前掲書、159頁。

- (4) 石油の採用を最も熱心に主張したのはフィッシャー卿である。彼は1904年から10年まで海軍大臣の任にあり、その当時、ドイツのヴィルヘルム皇帝はドイツ艦隊の強化に着手していた。フィッシャー卿はドイツに打ち勝つには、速度25ノットの重装備のドレッドノート（巨砲艦）型戦艦を建設する以外にないと信じた。そしてこれは石油燃料船でないと不可能だと考えた。R. O'Connor, *The Oil Barons*, 1972. 富岡隆夫・三露久男訳『オイル・ビジネス』サイマル出版会、1978年、57頁。
- (5) アメリカはイギリスにさまざまな圧力をかけメキシコからの撤退をはかった。1916年には、アメリカ政府はエル・アギラ社の撤退を第1次大戦への参加の条件として要求したと言われる。楊井克己『アメリカ帝国主義史論』東京大学出版会、1979年、153頁。
- (6) 1921年は生産高ピークの年で、原油生産高は約1億9300万バレル、世界生産の25%を占めた。原油

- 生産高は、その後減退しはじめ、26年には9000万バレル、30年にはさらに約4000万バレルに落ちた。同上、147頁。
- (7) 同上、149頁。
- (8) 革命政権による石油資本規制については次が詳しい。川上幸一「国際石油資本とメキシコ」、神奈川大学『商経論叢』第11巻第11号、1975年10月。
- (9) A. J.Bermúdez, *The Mexican National Petroleum Industry*, 1963, p.6.
- (10) 岡部広治編『メキシコー経済と投資環境』アジア経済研究所、1969年、107頁。
- (11) 川上、前掲論文、88頁。
- (12) 石油法は、1928年カジエス政権のもとで最終的に制定された。だが、それは、石油資本の旧利権に関して憲法第27条を越及することができず、妥協的なものとなった。
- (13) Bermúdez, *op.cit.*, p.8.
- (14) (15) R. Merrill, *Oil and the Mexican Revolution*, 1972, p.180.
- (16) Bermúdez, *op.cit.*, p.9.
- (17) *Ibid.*, p.10.
- (18) Merrill, *op.cit.*, p179.
- (19) J. R. Powell, *The Mexican Petroleum Industry 1938-1950*, 1956, p.23.
- (20) L. Meyer, *México y Estados Unidos en el conflicto petróleo, 1917-1942*, 1968, M. Vasconcellos trans., *Mexico and the United States in the oil controversy, 1917-1942*, 1977, P154.
- (21) Merrill, *op.cit.*, p.181.
- (22) (23) (24) *Ibid.*, p.197. H. F.Cline, *The United States and Mexico*, 1961, P.223.
- (25) Merrill, *op.cit.*, 203.
- (26) Meyer, *op.cit.*, pp.160-161.
- (27) (28) Merrill, *op.cit.*, p.264.
- (29) *Ibid*, p.270.